

新居浜市国際化推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 本市の国際交流及び国際都市づくりの推進を図るため、新居浜市国際化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）「新居浜市国際交流基本計画」に関すること。
- （2）国際交流推進事業の連絡調整に関すること。
- （3）国際都市づくりの推進に関すること。
- （4）その他国際化の推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市民部長の職にある者をもって充て、副委員長は、市民部総括次長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、国際交流推進担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月8日から施行する。

(新居浜市国際化推進会議設置要綱の廃止)

2 新居浜市国際化推進会議設置要綱(平成3年制定)は、廃止する。

別表（第3条関係）

市 民 部 長
企 画 部 総 括 次 長
総 務 部 総 括 次 長
福 祉 部 総 括 次 長
市 民 部 総 括 次 長
環 境 部 総 括 次 長
経 済 部 総 括 次 長
建 設 部 総 括 次 長
教育委員会事務局総括次長
企 画 調 整 担 当 課 長
財 政 担 当 課 長